

精撰答練 [ファイナル編] の活用術!

来る直前期に向けて、ファイナルな本試験対策をご提供します!

LECでは毎年、受験生の皆様により良い合格教材をご提供するために、本試験の出題を分析・研究のうえ、問題を制作しています。その中で、直前期を迎える受験生の皆様のために、精撰答練シリーズにおける**本試験での実践力を向上させる答練**として、精撰答練 [ファイナル編] をご用意しています。本稿では、来る直前期に向けて、**ファイナル編の3つの活用術**をご紹介します。LECのファイナル編が、受験生の皆様の糧になりますと幸いです。

活用術① 本番さながらの問題演習として
ファイナル編は、出題実績のある**必ず押さえてほしい論点**を中心に、出題が狙われそうな論点で、かつ、**他の受験生と差がつく論点・最新の法改正に関する論点**を、「**本試験と同様の形式**」で出題しています。さらに、本番さながらの問題演習のため「**本試験と同様の時間制限**」を設けております。さらに記述式問題については、**毎回「新作問題2問**」を、それぞれ解いていただけます。本試験を意識させられる問題演習をすることで、**いち早く本番の感覚を掴むことができます。**

活用術② 本試験レベルの記述式対策として
記述式の対策として、登記申請書の雛形や多くの論点をインプットすることは重要ですが、これらの**インプット学習のみでは、本試験の出題に太刀打ちすることは難しい**といえます。なぜなら、本試験においては、正確な知識のみならず、限られた時間で複雑な事例を読み解き、正解を導き出す能力も求められるところ、インプット学習による知識の習得だけでは、この能力を身に付けることが難しいからです。それでは、この能力を身に付けるには、どのようにしたらよいのでしょうか。それは、**本試験レベルの問題演習によるアウトプット学習**をすることです。

ファイナル編の記述式では、**本試験と同レベルの論点を中心に**出題していますので、**合格するために必要不可欠な論点のアウトプット学習**をすることができます。また、本試験と同レベルの出題だけでなく、**近年の傾向を分析した予想論点、択一式でしか問われたことのないようなハイレベル論点からも**出題していますので、**問題演習を通じて、未知の記述式問題に対する応用力・現場対応力を鍛えていただくこともできます。**
良質なアウトプット学習をすることで、**合格に必要な能力を向上させることができます。**

活用術③ 学習効率の向上として
日々の生活の中には、休憩時間、通勤時間、待ち時間など、たくさんのスキマ時間が存在します。特に受験勉強に専念できない方にとっては、この**スキマ時間の活用こそが合格のカギ**となります。しかし、受験生の方の生の声として、「スキマ時間の効率的な活用方法が分からない」とお聞きすることがあります。

そこで、そんな受験生の皆様のために、今年は**学習の効率アップをテーマ**としたファイナル編の申込特典をご用意しました。本特典は、**試験対策上の重要になる論点かつ頻出の過去問の中から、今年特に出題可能性の高い問題を厳選**した、**一問一答形式の問題集**となっています。

申込特典 **[マスト過去問ファイナル50!]** ~重要論点を確認しよう~

NEW!

[マスト過去問ファイナル50!] 3つのポイント

1 持ち運びに便利なB5版
◎電車・バス・会社・あらゆる場所
持ち運びが可能!

2 一問一答形式でスキマ時間を有効活用
◎休憩時間、通勤時間、待ち時間
などあらゆる時間を無駄にしない!

1 LECリーガルマインド 無断複製・頒布を禁じます

民法 (総則:権利の変動)

2 ※ 判例の趣旨に照らし、解答してください。

1 Bの代理人Aは、Bのためにすることを示さずに、CからC所有のマンションを購入する旨の契約を締結した。この場合、当該契約をAがBのために締結することを契約当時Cが知っていたときは、Bは、当該マンションの所有権を取得することができる。なお、A、B及びCは、いずれも商人でない。(平18-4-3) □□□

2 本人が無権代理人に対して契約を締結した場合でも、相手方は、その締結があったことを知らなかったときは、無権代理であることを理由として契約を取り消すことができる。(平9-3-1) □□□

3 Aが、実父Bを代理する権限がないのに、Bの代理人と称してCから金員を借り受けた。Bが死亡し、AがBの子Dと共にBを相続した場合、Dが無権代理行為の追認を拒絶しているとしても、Cは、Aに対し、Aの相続分の限度で貸金の返還を請求することができる。(平13-3-ウ) □□□

4 主たる債務者が行為能力の制限によってその債務を生じさせた行為を取り消すことができる場合であっても、当該債務の保証人が当該行為を取り消すことはできない。(平25-6-ウ) □□□

5 停止条件付法律行為について条件が成就した場合、初めから効力を有していたものとみなされる。(平2-16-1) □□□

5 司法書士・【マスト過去問ファイナル50!】

LECリーガルマインド 無断複製・頒布を禁じます

ポイントを確認しよう!

代理人が行った行為は本人に帰属します。
取消権者についてはしっかりと確認しましょう。

3

1 正 代理人が、本人のためにすることを示さないでした重要表示は、自己のためにしたものとみなされる(100本文)。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、又は知ることができたときは、有効な代理行為となる(100条前段)。

2 正 追認は相手方のある単独行為である。その相手方は無権代理人でも代理行為の相手方でもよいが、無権代理人に対して追認した場合は、相手方が追認を知らないときは、相手方に対して追認の効果を主張することができない(113条)。

3 誤 無権代理人が本人を他の共同相続人とともに相続した場合は、他の共同相続人全員が追認がない限り、無権代理行為は、無権代理人の相続分に相当する部分に對しても当然に有効となるものではない。追認権は、性質上共同相続人に不可分の権利とし、全員が共同して行使しなければならないからである(裁判平5.1.21)。

4 正 保証債務は、主たる債務に付随するものであるから、保証人は、主たる債務者が有する抗弁権を援用することができる。しかし、行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、**制限行為能力者**(他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為)にあっては、当該他の制限行為能力者を含む。又はその代理人、承継人若しくは利害を有する者が**同意**・**追認**・**取り消す**ことができる(120条)。

5 誤 停止条件付法律行為は、条件成就の時まで法律行為の効力発生が停止しているため、**原則として条件成就時に効力が発生する**(127条)。もっとも、**当事者の意思により効果を条件が成就した以前にさかのぼらせることができる**(127条)。

6 司法書士・【マスト過去問ファイナル50!】

3 解説ページは、下線や網掛けで重要ポイントを強調!
◎問題文から論点や核、カギとなる部分を瞬時に見つけ出すトレーニングになる!
◎押さえるべき論点を一目で把握することができるため、時間をかけず丁寧よく学習が可能!